

5 東彼告示第 9 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第 6 項の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 1 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

東 彼 杵 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する	4
	営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する	6
	営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき	
	農業経営の指標	
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	7
	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
第6	その他	12

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業生産の現状と振興方向

東彼杵町は、長崎県のほぼ中央部に位置し、地形は東西にやや長く東南は大村市、西北は川棚町、東北は佐賀県嬉野町、南西は大村湾に接し、総面積7,425haを有している。

東方及び西北は標高600m～800mの山々に囲まれ、その間に山岳、丘陵地が起伏し、大小10余条の河川が大村湾に注ぐ複雑な地形をしており、一部の平坦地は彼杵川と千綿川流域に展開し、丘陵台地とともに田、畑が開けている。

気候は、年間雨量1,700mm～1,800mm、年間平均気温17℃内外の比較的温暖な気候条件である。

この様な中で、海岸沿いの平坦部には水稻、みかん、施設園芸等、中山間部には水稻、茶、肉用牛等の複合経営が営まれている。

今後、本町農業の体質改善を図るためには、引続き生産基盤の整備を進める必要があり、現在遅れている山間棚田地帯の土地基盤整備や流動化を推進する。

さらに、生産技術の向上や省力化、利用集積を図り、担い手の育成に努めるとともに、これら農家の規模拡大と兼業農家との融合により、安定的な農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 農業構造の実態と新規就農の動向

東彼杵町の農業構造については、周辺市町の就労機会の増加に伴ない兼業化が進み、就労者の高齢化と安定的兼業農家の増加により土地利用型農業を中心とした農業の担い手が不足している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強いため、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、山間棚田の営農条件不備な地域には不作付地や放任園が見られるものの、基盤整備完了地区を中心に農地の流動化が進んでいる。一方、農業高校、農業大学校等の新規就農者は近年少なく、将来維持的発展を図るためには、新規参入者等多様な就農経路を通じて意欲ある人材の育成が必要である。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地について、一部遊林農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 農業経営基盤強化の方向

東彼杵町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東彼杵町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

第1表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び労働時間目標

年間農業所得	主たる従事者一人あたり年間労働時間
主たる従事者1人あたり概ね400万円 (1経営体あたり概ね600万円)	2,000時間

また、今後、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業者が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域における話し合い活動による合意形成を基本に、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業等を実施しつつ、農地の流動化及び農作業受委託を進める。

4. 東彼杵町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が、地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、東彼杵町は、農業協同組合、農業委員会、県地域振興局等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行なうための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話

合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行う等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や、相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を範としつつ、土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者及び法14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。特に、施設園芸作物の導入については、収益性も高く、効率的な経営規模拡大が図れることから、単一経営のみならず、水稻及び茶業等との複合経営についても推進を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合い場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取られるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求め、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 東彼杵町は、農業委員会、農業協同組合、県地域振興局の担当で構成する指導チームを設置し、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）および満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成の指

導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

(1) 新規就農の現状

本町の令和3年度の新規就農者は4人であり、過去5年間ほぼ横ばいの状況であるが、従来からの基幹作物である茶・みかん・いちご・アスパラガス・肉用牛との複合経営による産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や長崎県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間313人以上を踏まえ、本町において年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3の第1表に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県地域振興局や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえ、本町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
茶専業	<作付面積等> 茶=6.5ha <経営面積> 樹園地=6.5ha	<資本装備> 乗用摘採機、乗用防除機、乗用中刈機、乗用施肥深耕機、製茶工場、スプリンクラー、防霜ファン、管理機 <その他> ・標高差を生かした摘採時期の調整、経営面積の90%を簡易被覆栽培	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。	・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保
茶 + 施設野菜	<作付面積等> 茶=5.0ha ミトト=0.15ha <経営面積> 樹園地=5.0ha 水田=0.15ha	<資本装備> 乗用摘採機、乗用防除機、乗用中刈機、乗用施肥深耕機、スプリンクラー、防霜ファン、製茶工場、ビニールハウス、耕耘機、トラクター、管理機、動力噴霧機、加温機、循環扇、 <その他> ・ミトトを抑制栽培する場合、一番茶収穫後の5月以降の定植により労力分散を図る。	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。	・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保
施設野菜 + 水稲	<作付面積等> いちご=0.4ha 水稲=0.5ha <経営面積> 水稲=0.9ha	<資本装備> ビニールハウス、保冷库、選果作業室、耕耘機、加温設備一式、電照施設一式、トラクター、動力噴霧機、管理機、燻煙装置 <その他> ・いちごについては、共同育苗、省力化と軽作業化、ベンチ施設の導入を図る。	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。	・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保
施設野菜 + 水稲	<作付面積等> アスパラガス=0.5ha 水稲=0.5ha <経営面積> 水田=1.0ha	<資本装備> ビニールハウス、管理機、動力噴霧機、自走式防除機、トラクター、耕耘機、選別機 <その他> ・雨よけ、半促成栽培の春、夏取りの作型で出荷調整は共同で行う。	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。	・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保
施設野菜 + 水稲	<作付面積等> ミトト=0.2ha 水稲=0.5ha <経営面積> 水田=0.7ha	<資本装備> ビニールハウス、耕耘機、トラクター、管理機、動力噴霧機、加温機、循環扇、 <その他> ・無加温による抑制栽培をする場合は、定植時期を調整し、労力分散を図る。	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。	・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
果樹 + 水稲	<p><作付面積等> 露地みかん = 2.5ha 水稲=0.5ha</p> <p><経営面積> 樹園地=2.3ha 水田=0.8ha</p>	<p><資本装備> 動力噴霧機 <その他> ・園内作業道を整備する ・反収の増加と生果率を80%以上に高める ・労力配分、高品質を考慮した優良系統品種の導入 ・露地みかんはマルチ栽培</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・春夏の農繁期における雇用従事者の確保</p>
施設果樹 + 水稲	<p><作付面積等> 露地みかん = 2.0ha 施設びわ = 0.3ha 水稲=0.5ha</p> <p><経営面積> 樹園地=2.3ha 水田=0.8ha</p>	<p><資本装備> 加温ビニールハウス、動力噴霧機 <その他> ・園内作業道を整備する ・反収の増加と生果率を80%以上に高める ・労力配分、高品質を考慮した優良系統品種の導入 ・露地みかんはマルチ栽培</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・春夏の農繁期における雇用従事者の確保</p>
肉用牛 + 施設野菜	<p><作付面積等> 肥育牛 100頭 アスパラガス又はイチゴ = 0.2ha 飼料作物=2.0ha</p> <p><経営面積> 水田=2.2ha</p>	<p><資本装備> 肥育牛舎、乾草庫、堆肥舎 デイスケア、ショベルローダー ビニールハウス、管理機 動力噴霧機、自走式防除機、トラクタ <その他> ・飼料は稲わら交換等で行う</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・堆肥舎、季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保</p>
肉用牛	<p><作付面積等> 肥育牛=200頭</p> <p><経営面積></p>	<p><資本装備> 肥育牛舎、乾草庫、堆肥舎、運搬車 ショベルローダー <その他> 飼料は稲わら交換等で行う</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保</p>
肉用牛 + 水稲	<p><作付面積等> 繁殖牛 =60頭 水稲 =2.0ha <経営面積> 水田=2.0ha</p>	<p><資本装備> 繁殖牛舎、乾燥庫、堆肥舎運搬車、 デイスケア、ショベルローダー、トラクタ <その他> ・飼料は稲わら交換等で行う</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保</p>
水稲 + 麦 + 大豆 + 施設野菜	<p><作付面積等> 水稲 =5.0ha 麦 =7.0ha 大豆 =2.0ha アスパラガス =0.25ha</p> <p><経営面積> 水田=7.25ha.</p>	<p><資本装備> ビニールハウス、管理機、動力噴霧機 トラクタ、耕耘機、乗用田植機、コンバイン、 シーディングローラー、大豆用コンバイン、 乗用管理機、防除機、コンバイン 代掻きハロー、種子初播種機 <その他> ・水稲、麦、大豆の乾燥、調整はRC利用 ・雨よけ、半促成栽培の春、夏取り作型で出荷調整は共同で行う</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る。</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保</p>
花き	<p><作付面積等> きく =0.6ha <経営面積> 水田 =0.6ha</p>	<p><資本装備> 補強型ハウス、細霧装置、自動カーテン 加温機、選花機、冷蔵庫 <その他> ・施設管理の合理化</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定締結に基づく休日制の導入 ・軽作業については雇用従事者の確保</p>

[組織経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
茶 (主たる従事者4人)	〈作付面積等〉 茶=25ha 〈経営面積〉 樹園地=25ha.	〈資本装備〉 防霜ファン、スプリンクラー製茶工場管理機、乗用摘採機乗用防除機、乗用中刈機乗用施肥管理機 トラック、ショベルローダー、堆肥舎 〈その他〉 ・5団地程度で標高差を生かし収穫期を分散させる。経営面積の約90%を簡易被覆栽培	・経営体体質強化のため自己資本率の充実を図る ・財務労務管理の適正化 ・季節的な利用の装備は、共同利用やリースの活用を図る	・給料制の導入 ・社会保険等への加入 ・農繁期における雇用従事者の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本町及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型については、第2の基本的指標を参考とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である茶などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や農閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、東彼杵町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県地域振興局や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、東彼杵町が主体となって、県、農業委員会、

農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携してサポートチームを設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、サポートチーム及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町が作成する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図ることとする。

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

年 次	令和12年（2030年）
地 域	全域
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%
面的集積の目標	農地中間管理機構を軸としながら、県、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農地利用の連坦化や団地面積の増加を図ることにより、面的集積の割合が高まるように努める

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

東彼杵町の海岸沿いの平坦部では、水稻、みかん、施設園芸等を主体とする集約型農業を展開し認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、東彼杵町の中山間部では水稻、茶、肉用牛等の土地利用型農業が展開されているが、平坦部と同様の状況にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方

東彼杵町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

地域全体での農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農促進エリアの設定を促進し、有機農業の団地化を進めることが重要。また、放牧利用や蜜源利用、省力栽培などの取組を進め、地域の社会維持に重要な役割を果たす経営体の新規就農を促進する。

(3) (2) を実現するための具体的な取組の内容と関係機関及び関係団体との連携等

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

① 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

② 協議すべき事項

ア 地域計画の区域

イ アの区域における農業の将来の在り方

ウ イの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

エ 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東彼杵町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、すでに担い手が集積している、施設用地となっているなど、地域全体で効率的な土地利用を図る必要と判断できる区域については、除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農用地の利用関係の改善に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を東彼杵町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 東彼杵町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 東彼杵町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 東彼杵町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規定で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の①に規定する団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域においてその農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 東彼杵町は、農用地利用改善団体((5)の①の町の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 東彼杵町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域段階に設置されている担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

東彼杵町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農業委員会、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

東彼杵町は、1～3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 東彼杵町は、農業生産基盤整備が整った地区においては、意欲的に経営規模拡大を図る農業者に対し、農地の利用集積や農作業の受託を推進する。又、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 東彼杵町は、各種の事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 東彼杵町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。施設園芸及び飼料作物を面的な広がりを実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見通しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農発展に資するよう努める。
- エ 東彼杵町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

東彼杵町は、東彼杵町の職員、農業委員会、県地域振興局等の職員、農業協同組合、農業共済組合、その他の関係団体の役職員、農地流動化推進員、農用地利用改善団体等の代表者等をもって構成する東彼杵町担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。東彼杵町担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1から第2の2で掲げた目標や指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行なうべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に資する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 7年 3月31日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成19年 5月16日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成30年 2月22日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 4年 1月25日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 5年 9月11日から施行する。

東彼杵町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表

新	旧																
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1. 農業生産の現状と振興方向 (略)</p> <p>6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>本町の令和3年度の新規就農者は4人であり、過去5年間ほぼ横ばいの状況であるが、従来からの基幹作物である茶・みかん・いちご・アスパラガス・肉用牛との複合経営による産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(第4へ移動)</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1. 農業生産の現状と振興方向 (略)</p> <p>6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>本町の平成25年度の新規就農者は3人であり、過去5年間ほぼ横ばいの状況であるが、従来からの基幹作物である茶・みかん・いちご・アスパラガス・肉用牛との複合経営による産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p> <table border="1" data-bbox="1528 835 2389 1102"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>令和12年(2030年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>面的集積の目標</td> <td>農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 (略)</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン</p> <p>東彼杵町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。 <u>その為、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を範としつつ、土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。</u></p> <p>(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等</p> <p><u>東彼杵町の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。</u> なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1669 2329 1753"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>地区名</th> <th>実施予定年度</th> <th>施策の概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td>全地区</td> <td>H26年～R5年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) <u>東彼杵町の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、国・県等の各種事業、制度等を積極的に活用することとする。</u> なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、農地中間管理事業の積極的な推進を図るため、振興局、農業協同組合並びに農業委員会で構成する農地中間管理事業推進チーム会を組織し、農地の利用集積を進めていく。</p>	年次	令和12年(2030年)	地域	全域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%	面的集積の目標	農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める	施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等	農地中間管理事業	全地区	H26年～R5年	
年次	令和12年(2030年)																
地域	全域																
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%																
面的集積の目標	農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める																
施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等														
農地中間管理事業	全地区	H26年～R5年															

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(新設)

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である茶などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、東彼杵町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県地域振興局や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、東彼杵町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携してサポートチームを設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、サポートチーム及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(第3から移動)

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町が作成する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯画の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図ることとする。

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

年次	令和12年(2030年)
地域	全域
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%
面的集積の目標	<u>農地中間管理機構を軸としながら、県、町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農地利用の連坦化や団地面積の増加を図ることにより、面的集積の割合が高まるように努める</u>

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
(略)

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化(集約化)の将来の望ましい農地利用の在り方

東彼杵町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

地域全体での農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農促進エリアの設定を促進し、有機農業の団地化を進めることが重要。また、放牧利用や蜜源利用、省力栽培などの取組を進め、地域の社会維持に重要な役割を果たす経営体の新規就農を促進する。

(3) (2)を実現するための具体的な取組の内容と関係機関及び関係団体との連携等

① 町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

② 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

(第5へ移動)

(削除)

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東彼杵町は、長崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性である複合経営を中心とした、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア、平坦部分の圃場整備事業実施地区においては、高能率な生産基盤条件の経営を活かすため、

利用権設定等促進事業の推進を図り、担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ、中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

更に、東彼杵町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれの定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(イ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(イ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(イ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法、所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 東彼杵町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出される。
- ② 東彼杵町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 東彼杵町は、法第2条の規定による基本構想の策定後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）
- ② 東彼杵町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 東彼杵町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 東彼杵町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、東彼杵町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 東彼杵町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 東彼杵町は(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 東彼杵町は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、東彼杵町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 東彼杵町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

東彼杵町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の④に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限り。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

東彼杵町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を東彼杵町の掲示板への掲示により公告する。

なお、東彼杵町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

（10）公告の効果

東彼杵町が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（12）紛争の処理

東彼杵町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方、又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

① 東彼杵町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 東彼杵町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をし

<p><u>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u></p> <p><u>1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</u></p> <p><u>(1) 地域計画推進事業</u></p> <p>町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。</p> <p><u>(2) 協議の場の設置方法</u></p> <p><u>① 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等</u> <u>地域計画の協議の場の開催については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。</u></p> <p><u>② 協議すべき事項</u> <u>ア 地域計画の区域</u> <u>イ アの区域における農業の将来の在り方</u> <u>ウ イの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u> <u>エ 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置</u> <u>なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。</u></p> <p><u>(3) 地域計画の区域の基準</u></p> <p><u>農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</u></p> <p><u>(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</u></p> <p>町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。</p> <p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (略)</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 東彼杵町は、農用地利用改善団体((5)の①の町)の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ② 東彼杵町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、<u>県地域振興局</u>、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域段階に設置されている担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるよう努める。</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等 (略)</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等</p>	<p><u>ないとき。</u> <u>イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</u> <u>③ 東彼杵町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項をA市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。</u> <u>④ 東彼杵町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (略)</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 東彼杵町は、農用地利用改善団体((5)の①の市町村)の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ② 東彼杵町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、<u>県史振興局</u>、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域段階に設置されている担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるよう努める。</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 (略)</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等</p>
---	--

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農業委員会、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(削除 (法改正を反映した内容で第3に記載))

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

東彼杵町は、1～3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 ア 東彼杵町は、農業生産基盤整備が整った地区においては、意欲的に経営規模拡大を図る農業者に対し、農地の利用集積や農作業の受託を推進する。又、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
 (略)
 エ 東彼杵町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資する ように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

- ① 事業推進体制等
 東彼杵町は、東彼杵町の職員、農業委員会、県地域振興局等の職員、農業協同組合、農業共済組合、その他の関係団体の役職員、農地流動化推進員、農用地利用改善団体等の代表者等をもって構成する東彼杵町担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。東彼杵町担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1から第2の2で掲げた目標や指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行なうべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。
- ② 農業委員会等の協力
 農業委員会、農業協同組合及び土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に資する。

第6 その他

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(新規)

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東彼杵町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての助成の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、本町は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。
また、青年等就農計画制度の推進や、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、青年等就農資金、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。
なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、認定農業者協議会、農業委員会、農業協同組合、県地域振興局等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

東彼杵町は、《1》～《5》までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 ア 東彼杵町は、農業生産基盤整備が整った地区においては、意欲的に経営規模拡大を図る農業者に対し、農地の利用集積や農作業の受託を推進する。又、菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
 (略)
 エ 東彼杵町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資する こととなる ように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

- ① 事業推進体制等
 東彼杵町は、東彼杵町の職員、農業委員会、県地域振興局等の職員、農業協同組合、農業共済組合、その他の関係団体の役職員、農地流動化推進員、農用地利用改善団体等の代表者等をもって構成する東彼杵町担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。東彼杵町担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行なうべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。
- ② 農業委員会等の協力
 農業委員会、農業協同組合及び土地改良区及び は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に資する。

第5 その他

<p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成 7年 3月31日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成19年 5月16日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成30年 2月22日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、令和 4年 1月25日から施行する</p> <p><u>附 則</u> <u>1. この基本構想は、令和 5年 9月 日から施行する</u></p> <p>(削除)</p>	<p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成 7年 3月31日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成19年 5月16日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成30年 2月22日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、令和 4年 1月25日から施行する</p> <p><u>別紙1(第5の1の(1)⑥関係)</u></p> <p><u>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)</u></p> <p><u>○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項</u></p> <p><u>○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用の施設用地を含む。以下同じ)として利用するための利用権の設定等を受ける場合</u> <u>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</u></p> <p><u>(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地として、その行う事業に供する場合に限る)</u></p> <p><u>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>・・・その土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。</u></p> <p><u>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</u></p> <p><u>(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)</u></p> <p><u>○対象土地を農業施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</u></p>
---	--

(削除)

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃貸権による権限に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②賃貸の算定基準	③賃貸の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業業者年金制度関連の場合は3年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃貸の額に比準して算定し、近隣の賃貸がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃貸の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃貸の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 賃貸を金銭以外で定めようとする場合には、その賃貸は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 賃貸は、毎年農用地利用積計画に定める日までに当該年に係る賃貸の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 賃貸を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る賃貸の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東彼杵町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃貸権又は使用貸借による権限に限る。)の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間(又は残存期間)	②賃貸の算定基準	③賃貸の支払い方法	④有益権の償還
1の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の賃貸の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者とする。）」に読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定する額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われた時は、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われない時は、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによる。